

ひかくほう

News
Letter

第68号

発行所/日本比較法研究所 〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 中央大学内 ☎03-3817-7892

茗荷谷の中央大学法学部に着任して

日本比較法研究所 所員 武市周作

中央大学に着任し、日本比較法研究所の所員になって早2年が経とうしている。これまで本学を含めて4つの私立大学に所属してきたが、まさに「所変われば品変わる」を実感する。教育面では、たとえ同じ(系統の)学部であっても、授業やコースなどのカリキュラム、教室等の設備、学生数や学生の主たる希望進路などに大きく左右される。学務も、その少なからずがカリキュラムと密接にリンクしており、同じ業務であっても大学や学部ごとに異なる「作法」がある。前任校の在職期間が最も長かったこともあり、そこに無意識に馴染んでいた自分に気付かされ、今なお本学の環境に慣れる途上である。

研究面では、所属先が変わろうともテーマや活動は基本的に維持されることが多いだろうが、研究環境は、大学の財務状況や、設置学部・大学院や研究所、その構成員によって大きく左右される。そして、図書館・研究所に所蔵される資料、レファレンス等の各種サービスや契約データベースなどが研究活動に果たす役割は大きい。

こと本学も法学部に関しては、茗荷谷キャンパス移転の影響が大きいことを実感する。キャンパスの都心展開に伴って、図書館や研究書庫の資料は、移転時に想定された需要に応じて各キャンパスに配分されている。多摩キャンパスとはやはり資料収集の「動線」が異なる。多摩キャンパスに所蔵されている文献については、思い立ったときに書庫で現物を確認することができない不便さは否めないが、それを補う迅速な取り寄せサービスには大いに助けられている。図書館間の取り寄せそれ自体は、前任校が文京区にあったこともあり、後楽園の理工学部分館にお世話になったが、今もその迅速な対応に救われている。本研究所においても、キャンパス間の資料取り寄せサポートが提供されており、実に便利である。

このようなサポートと並行して、とりわけ多キャンパス化された大学では、デジタル資料の整備は単なる時代の流れを超えた意味をもつ。個々の研究者にとって、資料を「紙でもつか、デジタルでもつか」は、デジタルツールやネット環境などに依存するし、好みや研究スタイルにもよる。個人的には、資料へのアクセスや管理を考えればデジタル資料が至便であるし、特に海外など遠隔地での研究活動には欠かせない。また、多くの研究者が悩むスペースの問題をほぼ解消できることは大きい。デジタルツールの進化により、紙媒体との差は縮まっているように感じる(が、目への負担は年々耐えられなくなりそうな感じもしている)。法学分野におけるデジタル化は、他の学問分野に比べ些か足取りが重く、紀要、商業誌、学会誌などは一昔前に比べれば格段に進んだが、研究書はまだまだ発展途上という印象は拭えない。とりわけドイツと比較するとその差は相当に大きく感じる。

一方で、デジタル化にも様々な課題や重大な懸念もあることは周知の通りである。とりわけ海外のオンラインデータベースや電子出版の料金や価格は高騰している状況は無視できない。紙媒体の価格を引き上げて、デジタル資料やオンラインサービスに移行を促した後に、利用料金がさらに引き上げられるようなことになれば選択肢は実質的に消滅する。また、利用が継続できなくなった場合、書庫には物理的なものは何も残ら



ない。大学や研究機関の体力次第では、「ない袖は振れぬ」という事態に陥るおそれもあり、研究教育上必要な資料の収集・整理・提供というそもそもの目的が達成できないことになる。サービスの継続性については、プロバイダーの撤退のおそれも拭えない。大学設置基準の令和4年改正により、38条について、従来の「図書、学術雑誌」に「電磁的方法により提供される学術情報」を加えたことは、時代に要請に応じた対応が進められているものの、デジタル化一辺倒のリスクも意識する必要がある。都心移転と同時に着任し、本研究所の資料部に属する身としては、よりこの課題について考えさせられている。

ここからは、私自身の研究について触れたいと思う。私は、これまで博士後期課程に進学後、嘱託研究員として本研究所に所属してきた。1983年に発足した研究グループ「憲法裁判の基礎理論」に参加する機会を得たことは僥倖であった。「News Letter ひかくほう46号」には、故畑尻剛先生が、本研究所研究叢書『ドイツの憲法裁判〔第二版〕』の公刊について伝えられている。その初版刊行に向けた活動の途中から研究会に参加させていただき、議論を拝聴する機会を得て、また原稿の取りまとめや校正の確認などに携わる貴重な経験を積ませていただいた。研究会では、常に研究会の末席を汚す身であり（そのことは今なお変わらないところだが）、これらの作業を通じて校正や原稿の扱いなどの作法についても勉強させていただいた。また、第二版では、執筆の機会もいただき、時間の流れをと同時に自身の成長のなさを痛感したことも思い出される。

同グループは、主にドイツやオーストリアの憲法裁判について、制度、実務、理論の面から幅広く研究を進めてきた。法学の基本として、実体法と手続法の両面を意識する重要性はいうまでもなく、ドイツ公法を研究する上で連邦憲法裁判所の制度や運用に関する知識は不可欠である。「超上告審」ではないはずの連邦憲法裁判所の再審査がいかようであるかは、同裁判所の権限・手続の問題でもあり、個別の基本法・基本権に関する審査の程度の問題でもあり、連邦憲法裁判所判例を考察する際には常に意識することになる。手続面についてみても、例えば、民衆訴訟化を避けるべく自己の権利侵害について主張するべく要件が設けられているところ、その要件は様々な形で緩和され、まさに憲法異議は民衆訴訟のひとつとなっているようにも見受けられる。権利保障と規範統制という憲法異議の二重機能を踏まえれば、むしろそれは基本法も連邦憲法裁判所法も期待するところといえるかもしれないが、学説からの批判もある。連邦憲法裁判所には広範な権限が与えられており、それぞれについて最新の判例・実務や学説を整理し、考察することの意義は改めて強調しておきたい。最後に、憲法裁判所の経緯から考えても、同グループが早くからオーストリア憲法裁判を対象としてきたことは重要な意味をもつ。近時は些かそれが立ち止まっているので、その後のオーストリア内外の展開も含めて、その歩みを再起動する必要があると考えている。

私がこれまで取り組んできた研究の中心は、基本権の客観法的内容、とりわけ国家の基本権保護義務に関するドイツとの比較法研究である。近時の連邦憲法裁判所判例をみれば、例えばコロナ禍対策の一環である接触制限の基本法適合性について、その目的として国民の生命・健康の保護義務実現にあるとして正当性を認めたケースがある。また、気候保護法の温室効果ガス排出量の削減目標規定について、国家に対して、将来世代も含めた国民の生命・健康の保護義務を認めた気候保護決定が確認できる。保護義務を講じる手段の選択は、原則として立法府に委ねられており、広範な立法裁量が認められる。しかしながら、それとて過少保護の禁止がその典型であるが、保護すべき基本権利益の重要性や侵害の重大性に応じて統制をしていく必要がある。他方で、客観法的内容から無限定に法的作用を導くこともまた妥当ではない。これらの議論は、なにも自由権を中心とする基本権体系からの大転換を目指すものではない。その体系を前提にしつつ、国家による自由の保護について、その限界も含めて、憲法上の意義を改めて検討することが必要であるというのが根本的な問題意識である。

世界規模のパンデミック対策は、国によって内容も強制力も異なり、その憲法適合性判断もまた様々である。これらの比較は、日本にとっても極めて有益である。また、気候変動については、国際的な対応が必須であり、問題となった気候保護法の規定もまさにパリ協定を受けてのものであった。日本でも憲法上の権利の客観法的側面について説かれるところ、ドイツの客観法的内容の議論との異同は意識しなければならないが、参考になると考えている。

特にヨーロッパの各国法を研究するならば、EUとの関係を抜きにすることはできない。今日、比較法研究においては国・地域共同体・世界の多層的な視点は不可欠であり、日本比較法研究所はそれを実現する場であることを改めて実感する。これからも所属する研究グループや、所員、客員・嘱託研究員の皆さまからご指導を賜りながら、研究に精進していきたい。

(たけち しゅうさく)

法曹会演習雑感

中央大学法曹会進路指導対策委員会委員長 寺本吉男

今から、30年くらい前の話で、当時の事情も記憶の彼方となっている部分があり、不正確であることを最初にお断りします。当時、中大法曹会と法学部との協議で、学部1、2年生対象に、実務家ゼミをしようという運びとなりました。その頃は、中央大学は、司法試験合格者が減り、また、学生も司法試験を目指そうという人が減っていた状況でありました。ある日、既に鬼籍に入られているT先輩弁護士から、電話があり、「寺本先生、学部でゼミをやってもらえないか。」という話でした。中大法曹会で、法曹実務家を講師として派遣して、学生に、ゼミをすることにより、法曹志望者を増やそうという企てとのことでした。「何をやれば良いのですか？」という問いかけに対し、あっさり、「憲法です。」という回答が返ってきました。「憲法、民法、刑法をやることとなったが、憲法の受け手がなくて。」とのことでした。私自身も、登録以来、憲法に関わる事件などの経験は殆どなく、国選事件の上告理由で、憲法31条に違反すると書いたことがある程度でした。しかも、「文部省に提出する書類に、執筆した論文を書かなければいけないのだけど、何か書いているか？」とのことでした。ここでない、と答えられれば、引き受けることはなかったかもしれませんが、たまたま、弁護士会の関係で、「スイス、北欧にみる刑事被拘禁者の国際人権水準」という報告文書の一部を執筆しており、これをベースとして論文が法学セミナー、岩波ブックレットに掲載されました。そのことを伝えると、T先輩弁護士は、「それは良い、私を助けると思って、引き受けてくれ。」となり、承諾することとなりました。爾来、今日まで、演習を続けています。途中で、法曹演習という名前に変わり、演習の内容は、憲法、民法、刑法に限らなくても良くなったのですが、そのまま、憲法を続けています。

演習は、後期(秋学期)だけですので、毎年、夏になると、過去1年間の憲法判例をチェックして、新しい題材がないかを探ることがルーティンワークとなっています。日本だけでなく、欧米などの問題事例もチェックしています。とはいえ、研究者ではないので、漏れもありますし、或いは、日本語とないものを一々翻訳するようなことはありません。判例を題材としていますが、理論的部分は、学部の教授陣に太刀打ちできるわけがないので、その部分は、学部の講義に委ねることとして、実

務家として、どういう視点で事件を見るのかということを中心に心がけています。学生に対して、よくする質問は、「この事実はどうやって証明すると思う。」というのがあります。相手は、1年生です



すから、まともな答は返ってきません。ただ、何とか、答をひねり出そうと頭を使うことが、何時の日か役に立つのではないかと考えています。いくつか、ヒントを与えると、なんとなく答に近づいていきます。ここで、「証明の基本は誰でも納得するようなものでなければならない。」ということ、色々なるものを例として、教えているつもりです。学生が理解しているかは不明ですが。

憲法判例を題材とした場合、最近、特に困っていることは、今の学生にとっては、すべてが歴史の教科書でしか見たことのないものとなっていることです。もちろん、私自身、学生運動に身を投じたことはありません。ただ、ベトナム戦争の終結、浅間山荘事件、企業連続爆破事件等、リアルタイムでニュースとして見えています。その他、大気汚染などの環境汚染や薬害問題など、憲法に関わりそうな色々な事件を見ていることはあります。オウム真理教事件では、同期の弁護士が殺害されています。憲法判例の背景となる社会情勢や具体的事件が、歴史の教科書の問題となると、まず、そのことに共通認識がないと演習が進めづらくなります。そこで、いきなり、憲法理論に入らずに、学生に対し、判例の出た当時の社会情勢等の調査を指示するようになりました。たまに、社会情勢だけの説明で演習が終わってしまうこともあります。演習の担当者としての勝手な意見ですが、法学部の歴史系の出題は、近代史と現代史だけにして、かつ、判例に関わりそうな部分を中心に出題してくれれば、演習がやりやすくなる気がするのですが。人権宣言が歴史的所産ということであれば、歴史の勉強は避けて通れないのですが、そのことに、学生が気づいてくれれば良いなと思って、演習をやっています。(てらもと よしお)

比較法研究か、外国法研究か？

日本比較法研究所 名誉所員 奥田安弘
所員 マーク・デルナウア

この度、本研究所の叢書として、マーク・デルナウア＝奥田安弘編著『欧米諸国から見た日本法―多様な視点を求めて』（以下「本書」という）を上梓した。これに関連して、私たちが気にしている問題のうち、一般的と思われるものを紹介したい。それは、比較法研究か、外国法研究か、という問題である。

日本で最もポピュラーといえる五十嵐清（鈴木賢＝曾野裕夫補訂）『比較法ハンドブック〔第3版〕』（2019年、勁草書房）15頁以下は、「比較法のなかに原則として外国法を含む」としながらも、「外国法の理解が比較法研究の欠くことのできない前提となる」とする一方で、「外国法としてなにを取り上げるべきかについては、比較法の助けを借りることが多いという。しかし、私たちは、しっかりとした外国法研究がなければ、比較法研究などあり得ないと考える。

たとえば、ドイツ法上の「契約締結上の過失 (culpa in contrahendo)」という概念は、母法を十分に理解しないで日本に輸入された典型例といえる。イエーリング (Rudolf von Jhering) の学説をもとに、ドイツの判例は、一定の契約締結前の義務違反に対する特別な責任を認めていった。周知のとおり、ドイツの不法行為法の適用範囲は、日本の不法行為法よりもはるかに狭く、そのためドイツでは、すでに第二次世界大戦の前から、(いわゆる)「契約類似の債務関係 (vertragsähnliches Schuldverhältnis)」を根拠として、契約の準備段階における特別な責任を認めるべきであるか否かという議論があった。ドイツの判例は、徐々にドイツ民法典の狭い責任規定を類推適用し、一定の該当事案に関する特別な法定責任を認め、ついには2002年の改正によってドイツ民法典に明文の規定が設けられた。この特別な責任類型に関するドイツ法の議論は、すでに戦前から日本に輸入され、終わりのない契約締結上の過失の議論が契約責任説か、それとも不法行為責任説かという形で続けられ、今も大学院生の学位論文のテーマとして取り上げられている。2017年の債権法改正 (2020年施行) においても、新たに契約締結上の過失に関する規定を設けるべきであるか否かという議論があった。このような不毛の議論は、日本にとって名誉なことではなく、比較法研究どころか、外国法研究としても疑問である。

ちなみに、ハンブルクのマックスプランク研究所は、ドイツ語では、Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht であ

り、外国私法国際私法研究所と訳されるが、英語では、Max Planck Institute for Comparative and International Private Law であり、比較私法国際私法研究所と訳すことになる。しかし、外国私法の研究と比較私法の研究は、本質的に異なり、まず外国私法の研究があって、初めて比較私法の研究が可能となる。



© Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht; Max Planck Institute for Comparative and International Private Law

いつから誰が研究所の英語名を付けたのかは、研究所のウェブサイトにも書かれていない。奥田が初めて研究所を訪れたのは、1981年のことであり、もちろんウェブサイトはなく、英語名もなかったと思われる。デルナウアは、2002年から2005年まで研究所の助手を務めたことがあり、その頃に仕事のために英語で文章を書く際には、ドイツ語を直訳して、Max Planck Institute for Foreign and International Private Law という名称を使っていた。このようにドイツ語名を直訳することは、フライブルクの刑法研究所でも行われていたから、当時はそれが一般的であったと思われる。どのような経緯で英語名を Max Planck Institute for Comparative and International Private Law と称するようになったのかは明らかでないが、あるいは1926年に (ベルリンに) 研究所が創設された時の目的が外国私法の研究調査であり、とくに裁判所や行政機関の求めに応じて、外国私法の鑑定意見を作成することであったことを隠すためであったのかもしれない。

実際のところ、ハンブルクの研究所では、欧米法、東欧法、イスラム法、アジア法、南米法、アフリカ法など、それぞれの国ごとに専門の研究者がいて、すべてを網羅している者などいない。そうであれば、真の意味の比較法研究など不可能であり、それぞれ

の法のバイアス (bias) を受けた目で他の国の法を眺めているのではないか、という疑いが生じる。すなわち、世界中の法律を俯瞰するというが、実際には、外国法研究の積み重ねであり、ある特定の国から見た外国法の姿を明らかにするという意味では、厳密に言えば、「比較法研究」ではなく、「比較研究」というべきであろう。

本書では、日本の研究者や実務家が日本法を欧米法の一部と主張していることが紹介されているが (とくに本書32頁以下)、欧米の日本法研究者から見れば、欧米法の継受や移植は表面的なものにすぎず、むしろ日本独自のシステムが温存されたり (官主導など)、一見したところ、欧米法に似た法律がまったく異なって運用されたりしていることが分かる。それらのドイツ人の論稿は、欧米言語で書かれているため、日本の研究者や実務家にあまり知られていないのではないか、そのような思いから、日本語での出版を思い立った次第である。

本書の由来は、1995年に初めて奥田がバウム教授と会った時にさかのぼる。それは、福岡で開催された日米独の司法摩擦に関するシンポジウムの会場であった。かつてハンブルクのマックスプランク研究所では、中国法を専門とする研究員が日本法も担当していたが (ハイデルベルクやローザンヌの研究所もそうであった)、奥田は、バウム教授が日本法を専門とする (おそらく初めての) 研究員であることを知り、「なぜドイツ人が日本法を研究するのか、むしろ日本人は明治時代から今日に至るまでドイツ法を研究し、それを日本法に取り入れようとしている」と迫った。その時のバウム教授の返事は覚えていないが、間もなく『日本法雑誌 (Zeitschrift für Japanisches Recht / Journal of Japanese Law)』が創刊され、2000年以降は、奥田も再びハンブルクを訪れる機会が増えて、バウム教授との旧交を温めた (それは2015年まで続いたが、時々ローザンヌ・ミュンヘン・ストラスブルグでの滞在もあった)。

しかし、奥田自身は、本書の第1章「日本における法観念・法体系・法の現実——日本法の比較研究」の日本語版を手伝うまで、その原著である1996年のバウム教授の論文を読んだことはなく、なぜドイツ人が日本法を研究するのか、という問いに対する答えがそこに書かれていることは知らなかった。バウム教授は、40歳を過ぎてから、日本語の学習を始め、奥田は、それをサポートしたハンブルク大学の日本学 (Japanologie) のスタッフに会ったことがあるが、バウム教授は、大変な努力をしたと聞いている。その後、多数の日本法研究者を育て上げ、本書の共編著者であるデルナウアだけでなく、第2章「現代日本法の理解に必要な文化の意味——異国趣味からの脱却?」を担当したベルツ教授 (現・フ

ランクフルト大学)、第3章「日本における『あっせん』の法制度化」をバウム教授と共同で担当したシュビテック弁護士 (現・May und Partner フランクフルト事務所) も研究所の元助手であり、第5章「75年間改正のなかった日本国憲法の平和条項」を担当したエフィノーヴィチ研究員は、バウム教授の後任である。

バウム教授の論稿で紹介されているとおり、日本法研究者は、かつては米国に多くいたが、今はドイツ以外では、とくにオーストラリアに多い。第7章「重国籍者の国会議員資格——日豪の事例の比較」を奥田と共同で担当したライアン教授 (キャンベラ大学) は、かつて中央大学に留学生として在籍し、その際に奥田と知り合った縁で、第7章の原著である論稿を『比較法雑誌』に掲載し、その英語版をハンブルクの『日本法雑誌』に掲載した。他にも、ライアン教授をかつて指導したアンダーソン教授 (ニューキャッスル大学副学長)、ノッテージ教授 (シドニー大学)、スティーレル教授 (メルボルン大学) などがいて、Australian Network for Japanese Law (ANJeL) という団体を組織し、活発な活動を続けている。

デルナウアは、前述のとおり、2002年にハンブルクの研究所の助手となったが、それは、東北大学で日本語の修士論文を書いた直後のことであった。ハンブルクで奥田と出会い、意気投合した結果、奥田がデルナウアの修士論文の日本語を大幅に書き直し、デルナウアの単著として日本の雑誌に連載することにした。「商品先物取引の不当勧誘と消費者保護——ドイツ法との比較 (1) ~ (9・完)」国際商事法務30巻11号~31巻7号 (2002年~2003年) である。2005年まで研究所の助手を務め、その年には、フライブルク大学で博士号を取得し (Doktorvater はシュレヒトリーム教授)、翌年には、Verbraucherschutz und Vertragsfreiheit im japanischen Recht (Mohr Siebeck, Tübingen 2006) を出版した。

その間にドイツの司法試験に合格し、2006年からは、ミュンヘンのホフマン・アイトレ特許法律事務所 で弁護士業務に携わった (今も中央大学教授のかたわら、同弁護士事務所に所属している)。同弁護士事務所は、まさにバウム教授が本書の第1章で詳しく取り上げた日本法研究の大著の筆者であるラン弁護士がパートナーを務めており、デルナウアにとって、両者の著作は、重要な研究の指針となった。その成果は、前述の国際商事法務の論文および Mohr Siebeck から出版した著書 (ハンブルクのマックスプランク研究所の叢書シリーズ) だけでなく、本書の第4章「ドイツから見た日本の債権法改正」および奥田と共同で担当した第6章「消費者団体訴

訟の独日比較——法制度と運用の実態」を読んで頂ければ分かるであろう。

欧米の研究者が日本法を研究するのは、まさに日本法が欧米法のコピーではなく、独自性を有しているからである。従来は、日本の研究者が欧米法を研究する一方で、欧米では、日本法は「欧米法のコピーにすぎない」という誤解によって無視され、比較研究が一方通行であった。しかし、比較研究が双方向となり、部分的であっても、日本法が欧米の立法に影響を及ぼす時代が来ることを願っている。私たちが本書のサブタイトルを「多様な視点を求めて」としたのは、このような理由による。それがいつの日か実現することを願って、この小文を終えたい。

(おくだ やすひろ)
(まーく であるうあ)

グロスフェルト博士の逝去を悼む



ベルンハルト・グロスフェルト博士

中央大学と格別に縁の深かったドイツの法学者、ベルンハルト・グロスフェルト博士（ミュンスター大学名誉教授）が2024年9月20日に逝去されました。享年90歳でした。謹んで哀悼の意を表します。10月25日、11世紀に建設されたミュンスター市内の聖マウリッツ・カトリック教区教会（Katholische Stifts- und Pfarrkirche St. Mauritius）で厳かな復活ミサ（Auferstehungsamt）が行われました。多くの知己に見送られる中、日本からは、同大学で博士学位を取得された関英昭青山学院大学名誉教授と筆者が参加しました。

民法・商法・経済法・国際私法・租税法・比較法と多岐に亘る博士の研究業績は、言語学、宗教学、社会学、民俗学等にも及ぶ広範な知識に支えられていました。80歳を過ぎても新たな領域を開拓され、優れた成果を陸続として公表された博士の活動に対してはヨーロッパおよびアメリカの法学界を中心として高い評価が加えられています。



聖マウリッツ・カトリック教区教会・外観

博士と中央大学との交流は1984年9月に始まり、エクス・マルセイユ第3大学（ポール・セザンヌ大学）に続く協定候

補校として、当時の桑田三郎国際交流センター所長（名誉教授、2013年逝去）が提案されたのがミュンスター大学法学部



同教会・内陣

博士は現職法学部長として両大学間の交流実績作りを主導され、それが後の交流協定締結（1992年）に繋がりました。博士は日本比較法研究所創立50周年記念講演を含め、本研究所の諸事業に積極的に参加されただけでなく、退官後も本学からミュンスター大学に派遣された交換教授の歓待を通して交流の深化と発展に向けて大いに尽力されました。今日みられるような両大学の交流の進展を博士も喜ばれていることと思います。

博士の経歴および活動の詳細については、本研究所の刊行物（『国際関係私法の挑戦』（研究叢書92）および『ミュンスター法学者列伝』（翻訳叢書80）を御参照いただければ幸いです。

（2024年10月29日、山内惟介名誉所員）

最近の講演会・スタッフセミナー

最近行われた講演会をご紹介します。

▽徐 国棟（ジョ コクトウ）
教授／廈門大学法学院
2024年9月30日（月）茗荷谷キャンパスにおいて開催
Legal Education in China
「中国における法学教育について」



▽Roland Weber（ローラント・ウェーバー）弁護士／ベルリン市司法及び消費者保護局
2024年10月23日（水）駿河台キャンパスにおいて開催
Opferschutz in Deutschland
- Theorie und Praxis
「ドイツにおける被害者保護 - 理論と実務 -」



編集後記

今号も事務室の厚いご援助により、玉稿を掲載することができました。

法曹演習担当のご苦勞に感謝する一方で、本学の強みを改めて認識いたしました。

デジタル化が進行する時代における外国法・比較（法）研究や日本法研究の発信など、研究グループや所員の傑出した研究業績に接して、当研究所の意義と課題を確認し、学術・社会貢献がますます期待されていると感じました。（牛嶋 記）